

令和 7 年度行政評価の実施結果について

1 行政評価に係るこれまでの取組と令和 7 年度行政評価の実施について

本市では、小樽市自治基本条例第 22 条において、効果的かつ効率的な行政運営のため、行政評価に関する制度を整備し、その結果を市民に分かりやすく公表することとしております。

また、第 7 次総合計画では、行政評価について、計画で設定した指標の推移などから施策の効果や、施策を構成する事業の妥当性を検討し、予算や事業の見直しにつなげるための PDCA サイクルの中核的な仕組みとして位置付けております。

行政評価は、これまで試行も含め、平成 24～28 年度に「事業評価」を、平成 28、29 年度及び令和 3、4 年度に「施策評価」を実施し、事業の見直しや評価と改善に対する意識向上を図ってきましたが、令和 7 年度は「施策評価」と「事業評価」を試行的に実施し、評価方法の課題把握と改善を図ることとしました。

○行政評価のこれまでの実施状況

区 分	第 6 次 小 樽 市 総 合 計 画							第 7 次 小 樽 市 総 合 計 画						
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 元	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
施策評価					○ (試行)	○				○	○			○ (試行)
事業評価	○	○	○	○	○									○ (試行)

2 令和 7 年度行政評価の実施概要について

(1) 実施期間：令和 7 年 10 月 各部照会（評価調書作成マニュアル・要領提示）

令和 7 年 11 月 ～ 令和 8 年 8 月 評価資料の庁内調整及び内容精査

(2) 評価の対象

・ 施策評価

第 7 次総合計画において、「まちづくり 6 つのテーマ」を構成する 32 施策のうち、個別に事務の評価・公表等を行っている教育委員会、水道局所管の 5 施策を除く 27 施策を対象としました。

・ 事業評価

上記 27 施策に関連する予算事業のうち、施策推進への寄与度が高い 217 事業を対象としました。

3 評価結果

まちづくり 6つのテーマ		施策 (カッコ内は 評価対象指標数)	事業 (令和6年度)	拡大	継続	見直し	縮小	廃止
1	安心して子どもを 育てることのできる まち(子ども・子育て)	子ども・子育て支援 、学校教育※ (12)	周産期医療支援 事業費補助金 など 28事業	2	25	0	0	1
2	誰もがいきいきと 健やかに暮らせるまち (市民福祉)	地域福祉、高齢者 福祉、障がい者福祉、 保健衛生、地域医療、 男女共同参画社会(27)	ボランティア育成 事業費補助金 など 49事業	1	38	8	1	1
3	強みを生かした産業 振興によるにぎわいの まち(産業振興)	農林業、水産業、 商業、工業・企業 立地、観光、港湾、 雇用・労働(39)	施設栽培促進事業 補助金など 65事業	5	59	1	0	0
4	生活基盤が充実した 安全で暮らしやすい まち(生活基盤)	上下水道※、道路・河川、 住宅、除排雪、市街地 整備、交通、防災・危機 管理、消防、生活安全(39)	橋りょう長寿命化 事業費など 48事業	1	46	1	0	0
5	まちなみと自然が調和 し、環境にやさしい まち(環境・景観)	環境保全、循環型 社会、公園・緑地、 都市景観(19)	大気汚染調査費 など 25事業	2	23	0	0	0
6	生きがいにあふれ、 人と文化を育むまち (生きがい・文化)	社会教育※、文化芸術※、 スポーツ・レクリエー ション※、国際交流(3)	姉妹都市提携委員会 交付金など 2事業	0	2	0	0	0
令和7年度行政評価 における対象数		27施策 (指標数：139)	217事業 (施策推進への寄与度 が高い事業を選定)	11	193	10	1	2

○施策評価調書を各部において作成し評価

評価資料	評価項目	評価の視点
施策評価 調書	施策の進捗	第7次総合計画に対する事業化の進捗、設定指標の推移、個別事業の実績等から、施策の進捗状況を「何をどれだけ実施したか」という視点で評価
	効果の発現状況	設定指標の推移や、その他関連する定量・定性データ、個別事業の成果等から、施策の効果発現状況について「施策を実施した結果、何がどう変わったか」という視点で評価
	構成事業の妥当性	施策の進捗状況、効果の発現状況、市民ニーズや環境の変化等を踏まえ、現在の事業構成の妥当性を評価

○事業評価調書を各部において作成し評価

評価資料	評価項目	評価の視点
事業評価 調書	必要性	対象者のニーズがあるか、人口対策など市の重要課題に対応しているか
	妥当性	実施手法が妥当なものであるか、持続性のある実施体制が整っているか
	有効性	対象者の満足度が高いものになっているか、期待した効果が出ているか
	効率性	費用対効果が妥当なものであるか、国や道の補助金、交付税等の財源を確保しているか

※ 個別に事務の評価・公表を行っているため、行政評価の対象外としている。

4 令和7年度行政評価における課題分析と今後の方向性について

令和7年度に試行した行政評価では、これまでの課題であった「総合計画に掲げる指標による評価が施策や事業の実態を十分に反映できていない」という点に対応するため、施策評価調書及び事業評価調書の双方に記述欄を設け、数値化できない成果の把握に努めるとともに、対象事業や調書項目を絞り込んだ事業評価を実施しました。

その結果、各部が施策全体の進捗状況や課題を把握するとともに、各施策・事業の成果や今後の方向性について改めて整理する機会となりました。

一方で、職員アンケートでは、「調書が記載しづらい」「評価が主観的になりやすい」といった意見が寄せられました。また、事業評価については、事業継続を前提とした評価に陥りやすいことに加え、予算編成との連動性も十分とはいえず、その実効性には依然として課題が残っています。さらに、施策評価においても、設定した指標が実態を十分に把握できないという課題は、解消に至っていません。

第7次総合計画が令和10年度で終了することから、令和8年度から9年度にかけての行政評価については、本計画における成果や課題の総括・検証を中心に実施します。その上で、次期総合計画においては、今回の試行で明らかとなった課題を踏まえ、施策の成果や進捗状況をよりの確に把握できる指標や評価基準の設定を進めることで、評価の質の向上と課題の解消を図っていきます。

また、事業評価については、各部が所管する個別計画の進捗管理や検証結果を活用することで、同様の評価を重複して実施することによる業務負担の軽減を図ります。あわせて、評価結果を予算編成により効果的に反映できるよう、行政評価の実施時期や取りまとめ方法についても見直しを進めるなど、行政評価の実効性向上に取り組んでいきます。